

国見町公告第20号

公告

このたび伊達郡国見町及び伊達市の一部を受益地とする、大枝地区農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業（湛水防除事業））を県営土地改良事業として施行することを申請したいので、土地改良事業の計画の概要等を公告するにあたり、土地改良法第85条の2第5項で準用する同法第85条第6項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同法第85条の2第5項で準用する第85条第7項の規定により、縦覧期間満了の日までに意見書を提出してください。

令和6年11月28日

国見町長 村上 利通



記

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画概要書（大枝地区）
- 2 縦覧期間 令和6年11月29日から令和6年12月20日まで
- 3 縦覧場所 国見町役場 伊達市役所
- 4 意見書の提出方法等
 - (1) 意見書の提出方法
 - ①持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
 - ②様式、用紙規格は任意とする。
 - ③口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 意見書の記載事項
 - ①意見書の提出年月日
 - ②意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は、主たる事務所の所在地）
 - ③電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載。）
 - ④当該土地改良事業名
 - ⑤当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
 - (3) 意見書の提出先
 - ①郵送：〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7
国見町役場産業振興課
 - ②ファックス：ファックス番号 024-585-2181
 - ③電子メール：メールアドレス sangyo@town.kunimi.fukushima.jp